

## 那覇市公契約条例骨子案

### (目的)

- ・公契約に関する基本理念を定める。
- ・公契約に従事する労働者の適正な労働環境の確保等を図る。
- ・公契約の当事者となる市及び事業者が、取り組むべき内容やそれぞれの責務を明確にする。
- ・地域経済の健全な発展及び良質な公共サービスの提供を推進する。

### (用語の説明)

この条例の用語の意味は以下のとおりとする。

#### (1) 公契約

那覇市（教育委員会、消防局、議会事務局、選挙管理委員会及び監査委員事務局を含む）及び那覇市上下水道局（以下、「本市等」という。）が締結し、対価を支払う契約。

##### 対象とする契約の例

- ・機械、車両、消耗品等の物品購入
- ・パソコン、コピー機等のリース
- ・建設工事、印刷等の請負及び委任
- ・警備、通信、運搬等の役務の提供
- ・指定管理者と締結する公の施設管理に関する協定
- ・売買、賃貸借

##### 対象外とする契約の例

- ・本市等が対価の支払いをしない契約（市への贈与、市が貸与を行う内容の契約）
- ・事業者でないものに対価を支払う契約（市の臨時・非常勤職員との雇用契約、各種委員会の委員への報酬等）

#### (2) 事業者等

本市等と公契約を結ぶ、または結ぼうとする事業者。また、本市等と公契約を結んだ事業者から、その公契約に関する業務の一部を下請（二次以下の下請を含む）または再委託（二次以下の再委託を含む）した者。

#### (3) 労働者等

次の 、 のいずれかに当てはまる者

公契約に係る業務に従事し、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 9 条に規定される労働者

### 労働基準法（抜粋）

第九条 この法律で「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所(以下「事業」という。)に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。

事業者の被雇用者としてではなく、事業者から個人として公契約に係る業務を請け負っている者。(いわゆる一人親方)

### (基本理念)

- ・公契約の締結に至る公正性、透明性及び競争性を確保すること。
- ・労働者等の適正な労働環境を確保すること。
- ・地域経済の活性及び社会的価値の向上に努めること。

### (市の責務)

基本理念を達成するために本市等は、次の ~ を行うこととする。

公契約の適正な履行及び品質の向上のための取組の推進

予算の適正かつ効率的な執行

公契約の適正な締結、不正行為の排除、契約情報の公開

適正な予定価格及び履行期間の設定。

地域経済の活性及び社会的価値の向上

また、 ~ を達成するために、本市等は、アンケート等によって調査を行うことができる。

### 本市等が責務を果たすための取組例

- ・予算編成及び入札段階での、適切な積算や見積徴取
- ・ダンピングや談合等の不正行為を排除する取組を行い、競争性を確保
- ・最適な契約方法の選択や契約情報の公開による公正性・透明性の確保
- ・社会情勢や市場価格等の変化に対応ができる予算編成
- ・過重労働の改善や週休2日制の実現を可能とする履行期間の設定
- ・地元業者への優先発注
- ・障がい者雇用や環境保全等を行う企業の支援につながる入札参加の仕組みづくり

### (事業者の責務)

基本理念の達成のために、公契約を結ぶ、または結ぼうとしている事業者等は、関係法令を遵守し、次の ~ に努めることとする。

適正な履行を確保するための価格で入札し、適正な労働環境 の確保に努めること。

下請負人及び再委託先(以下、「下請負人等」という)を選定するときは、地域経済の健全な発展に配慮する。

下請負人等との契約においても、適正な労働環境の確保に努めること。

基本理念が達成されるよう、本市等が実施する公契約に関する施策に協力するこ

と。

#### 事業者の責務を果たすための取組例

- ・ 不当な低価格での入札や談合等を排除する。
- ・ 誠実な契約履行及び適正な労働環境の確保に必要な金額での見積及び応札を行う。
- ・ 公契約に係る下請負人等の選定において、可能な限り市内業者を優先する。
- ・ 下請負人等との契約においても、下請負人等の労働者が適正な労働環境を確保できる内容で契約を締結する。
- ・ 本市等が行うアンケート調査への回答
- ・ 障がい者雇用や環境保全等への協力

#### (公契約審議会)

この条例の運用や条例に基づいた施策、取組について、第3者の意見を聴取するため、附属機関として学識経験者、労働者団体関係者及び事業者団体関係者で構成する那覇市公契約審議会を設置する。

#### (施行)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。